

不同意性交等罪、撮影罪 の論点と課題

～性被害をなくすために必要なこと、
国民生活の混乱を防ぐために必要なこと。
賛成論と反対論～

2023年3月8日
山田太郎事務所
Ver 8

山田太郎の見解

不同意性交等罪・撮影罪の法案に対する山田太郎の見解

- 性被害をなくすために必要な法改正は重要
- 不同意性交等罪への改正、撮影罪の創設自体については賛成
しかし、性被害をなくすために不十分な点もあり、また、国民生活に混乱・萎縮を招く点もあるので、それらの点に関してはしっかりと対応が必要である旨を要請
- もちろん、国会決議への賛否は、今後の国会での政府の答弁や対応にも留意しておこなっていきます
- 特に留意が必要な点など
 - ① 正当な理由の内容
 - ② 条文における映り込みの扱い
 - ③ なし崩し的なブロッキング拡大への歯止め

これまでの議論

党内での会議

- ◆2023年1月20日 法務部会・司法制度調査会合同会議
- ◆2023年1月31日 法務部会
- ◆2023年2月16日 法務部会
- ◆2023年2月24日 法務部会・司法制度調査会合同会議 概要審査
- ◆2023年3月3日 法務部会（3H）概要と条文審査
- ◆2023年3月6日 法務部会（1H）条文審査
- ◆2023年3月7日 法務部会（2H）条文審査

刑法 撮影罪・不同意性交罪 (直近の会議)

2023年2月28日 17:00~18:15

レク：法務省 刑法 撮影罪・不同意性交罪



2023年3月2日 16:00~18:00

レク：法務省 刑法 撮影罪・不同意性交罪



刑法 撮影罪・不同意性交罪

(直近の会議)

2023年3月3日 13:00~16:00
法務部会



2023年3月6日 11:00~13:30

レク：法務省 刑法 撮影罪・不同意性交罪



刑法 撮影罪・不同意性交罪 (直近の会議)

2023年3月6日 16:20~17:20
法務部会



2023年3月7日 15:00~17:00
法務部会



法制審議会

令和3年10月～5年2月（14回）

性犯罪における刑事法検討会

令和2年6月～3年5月（16回）

性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査WG

平成30年5月～令和2年3月（14回）

NO.	開催日時	会議
1	令和3年10月27日開催	刑事法（性犯罪関係）部会第1回会議
2	令和3年11月29日開催	刑事法（性犯罪関係）部会第2回会議
3	令和3年12月27日開催	刑事法（性犯罪関係）部会第3回会議
4	令和4年1月26日開催	刑事法（性犯罪関係）部会第4回会議
5	令和4年2月28日開催	刑事法（性犯罪関係）部会第5回会議
6	令和4年3月29日開催	刑事法（性犯罪関係）部会第6回会議
7	令和4年4月28日開催	刑事法（性犯罪関係）部会第7回会議
8	令和4年6月8日開催	刑事法（性犯罪関係）部会第8回会議
9	令和4年8月5日開催	刑事法（性犯罪関係）部会第9回会議
10	令和4年10月24日開催	刑事法（性犯罪関係）部会第10回会議
11	令和4年11月14日開催	刑事法（性犯罪関係）部会第11回会議
12	令和4年12月19日開催	刑事法（性犯罪関係）部会第12回会議
13	令和5年1月17日開催	刑事法（性犯罪関係）部会第13回会議
14	令和5年2月3日開催	刑事法（性犯罪関係）部会第14回会議

法制審議会刑事法(性犯罪関係)部会委員等名簿

法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会委員等名簿

(令和5年1月17日現在)

(注) ○印は法制審議会委員を示す。

部会長

中央大学教授 ○井田 良

委員

法政大学教授 今井 猛 嘉

東京大学教授 川出 敏 裕

早稲田大学教授 北川 佳世 子

日本大学教授 木村 光 江

弁護士（仙台弁護士会所属） 小島 妙 子

武蔵野大学教授 小西 聖 子

目白大学准教授・公益社団法人被害者支援都民センター公認心理師・臨床心理士 齋藤 梓

中央大学教授 ○佐伯 仁 志

東京高等検察庁刑事部長 田中 知 子

大阪地方裁判所部総括判事 中川 綾 子

東京大学教授 橋爪 隆 子

法務省刑事局長 松下 裕 子

弁護士（第一東京弁護士会所属） 宮田 桂 子

茨城県立医療大学助教・SANE-J（日本版性暴力対応看護師）・一般社団法人Spring幹事 山本 潤

最高裁判所事務総局刑事局長 吉崎 佳 弥

警察庁刑事局長 渡邊 国 佳

幹事

法務省刑事局参事官 浅沼 雄介

京都大学教授 池田 公博

弁護士（京都弁護士会所属） 金杉 美和

内閣法制局参事官 榎 清隆

最高裁判所事務総局刑事局第二課長 近藤 和久

慶應義塾大学教授 佐藤 拓磨

成蹊大学教授 佐藤 陽子

神戸大学教授 嶋矢 貴之

警察庁刑事局捜査第一課長 中山 仁

弁護士（愛知県弁護士会所属） 長谷川 桂子

法務省大臣官房審議官 保坂 和人

法務省刑事局刑事法制管理官 吉田 雅之

関係官

法務省特別顧問 井上 正仁

- 柘屋二郎 氏（東京医科大学精神医学分野准教授）
- 佐保田美和 氏（Safe Campus代表）
本田義明 氏（Safe Campus）
中村彩夏 氏（Safe Campus）
- 西田公昭 氏（立正大学心理学部対人・社会心理学科教授）
- 安藤久美子 氏（聖マリアンナ医科大学神経精神科学准教授）
- 矢野恵美 氏（琉球大学法科大学院教授）
- 金尻カズナ 氏（NPO法人ぱっぷす（ポルノ被害と性暴力を考える会）理事長）
岡恵 氏（同理事）
後藤稚菜 氏（同相談員）

性犯罪に関する刑事法検討会

NO.	開催日時	会議
1	令和2年6月4日	第1回会議
2	令和2年6月22日	第2回会議
3	令和2年7月9日	第3回会議
4	令和2年7月27日	第4回会議
5	令和2年8月27日	第5回会議
6	令和2年9月24日	第6回会議
7	令和2年10月20日	第7回会議
8	令和2年11月10日	第8回会議
9	令和2年12月8日	第9回会議
10	令和2年12月25日	第10回会議
11	令和3年1月28日	第11回会議
12	令和3年2月16日	第12回会議
13	令和3年3月8日	第13回会議
14	令和3年3月30日	第14回会議
15	令和3年4月12日	第15回会議
16	令和3年5月21日	第16回会議

性犯罪に関する刑事法検討会 委員名簿

性犯罪に関する刑事法検討会 委員名簿

令和3年4月12日現在

【座長】

井田良 中央大学教授

【委員】

池田公博 京都大学教授

金杉美和 弁護士（京都弁護士会）

上谷さくら 弁護士（第一東京弁護士会）

川出敏裕 東京大学教授

木村光江 日本大学教授

小島たえ子 弁護士（仙台弁護士会）

小西聖子 武蔵野大学教授

齋藤梓 目白大学専任講師・臨床心理士・公認心理師
被害者支援都民センター相談員

佐藤陽子 北海道大学教授

中川綾子 大阪地方裁判所部総括判事

橋爪隆 東京大学教授

羽石千代 警察庁刑事局刑事企画課刑事指導室長

宮田桂子 弁護士（第一東京弁護士会）

山本潤 SANE（性暴力被害者支援看護師）
（一般社団法人Spring代表理事）

和田俊憲 東京大学教授

わたなべ ゆり 仙台高等検察庁総務部長

（敬称略，五十音順）

第二回(6月22日)

- 宮崎浩一 氏 (立命館大学大学院人間科学研究科博士後期課程, 臨床心理士, 公認心理師)
- 西岡真由美 氏 (京都大学大学院教育学研究科博士後期課程, 臨床心理士, 公認心理師)
- 岡田実穂 氏 (Broken Rainbow – japan 理事, レイプクライシス・ネットワーク代表)
- 野坂祐子 氏 (大阪大学大学院人間科学研究科准教授, 臨床心理士, 公認心理師)
- 仲真紀子 氏 (立命館大学総合心理学部教授, 北海道大学名誉教授)

第三回(7月9日)

- 石田郁子 氏
- 島岡まな 氏 (大阪大学大学院法学研究科教授)
- 原田隆之 氏 (筑波大学人間系教授)
- 後藤貞人 氏 (後藤貞人法律事務所, 大阪弁護士会)

性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ

NO.	開催日時	会議
1	平成30年5月22日	第1回会議
2	平成30年7月31日	第2回会議
3	平成30年9月12日	第3回会議
4	平成30年11月26日	第4回会議
5	平成31年1月15日	第5回会議
6	平成31年3月11日	第6回会議
7	令和元年5月24日	第7回会議
8	令和元年7月12日	第8回会議
9	令和元年9月24日	第9回会議
10	令和元年10月28日	第10回会議
11	令和元年11月27日	第11回会議
12	令和元年12月26日	第12回会議
13	令和2年3月3日	第13回会議
14	令和2年3月30日	第14回会議

●第2回会議

- ・ 犯罪被害者支援に携わっている弁護士からのヒアリング
 - ・ 上谷さくら先生

●第3回会議

- ・ 特定非営利活動法人性暴力救援センター東京（SARC東京）見学
- ・ 理事長からのヒアリング

●第4回会議

- ・ 性犯罪被害当事者からのヒアリング

●第5回会議

- ・ 性犯罪再犯防止指導を受講した受刑者からのヒアリング
- ・ 性犯罪受刑者処遇に携わる専門家からのヒアリング
 - ・ 早稲田大学人間科学学術院 嶋田洋徳 教授で

●第6回会議

- ・性犯罪加害者処遇に携わる専門家からのヒアリング
 - ・千葉大学社会精神保健教育研究センター 法システム研究部門 特任助教 東本 愛香 氏

●第7回会議

- ・性犯罪被害者支援に携わる被害者心理学の専門家からのヒアリング
 - ・目白大学人間学部心理カウンセリング学科専任講師 齋藤梓先生
 - ・オック スフォード大学医療人類学部リサーチフェロー 大竹裕子先生

●第8回会議

- ・性犯罪被害者支援に携わる被害者心理学の専門家からのヒアリング
 - ・武蔵野大学人間科学部長 同 大学院人間社会研究科長 小西聖子教授

性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査WG ヒアリング

●第9回会議

- ・ 性犯罪被害に遭った障害者の家族からのヒアリング
- ・ 障害者への性暴力に関する啓発活動を行う団体等からのヒアリング
 - ・ 特定非営利活動法人しあわせなみだ理事長 中野宏美 氏 同スタッフの菊池悦子 氏
 - ・ 東洋大学社会学部社会福祉学科 岩田千亜紀 助教
 - ・ 犯罪被害者支援弁護士フォーラム会員 芹澤杏奈弁護士

●第10回会議

- ・ 性暴力被害者・支援者の団体等からのヒアリング
 - ・ 一般社団法人Spring代表理事 山本潤 氏

●第11回会議

- ・ 性犯罪加害者臨床の専門家からのヒアリング
 - ・ 大森榎本クリニック精神保健福祉部長 齊藤章佳先生

●第12回会議

- ・ ジェンダー法学及び子どもの権利を専門とする学識者からのヒアリング
 - ・ 中京大学法務総合教育研究機構教授 柳本祐加子先生

不同意性交等罪

不同意性交等罪の法律案：全体

法律案

【罪名】

強制性交等罪・準強制性交等罪(177条・178条2項) → 不同意性交等罪(改正案177条)
強制わいせつ罪・準強制わいせつ罪(176条・178条1項) → 不同意わいせつ罪(改正案176条)

【要件】(不同意性交等罪)

1 ①から⑧までの行為・事由その他これらに類する行為・事由により、同意しない意思を形成・表明・全うすることが困難な状態にさせ、又はその状態にあることに乗じて、性交等(※1)をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず(※2)、5年以上の有期拘禁刑に処する。

- ① 暴行・脅迫
- ② 心身の障害
- ③ アルコール・薬物の影響
- ④ 睡眠その他の意識不明瞭
- ⑤ 同意しない意思を形成・表明・全うするいとまの不存在
- ⑥ 予想と異なる事態との直面に起因する恐怖又は驚愕
- ⑦ 虐待に起因する心理的反応
- ⑧ 経済的・社会的関係上の地位に基づく影響力による不利益の憂慮

2 行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ、若しくは行為をする者について人違いをさせ、又はそれらの誤信若しくは人違いをしていることに乗じて、性交等をした者も、1と同様とする。

3 16歳未満の者に対し、性交等をした者(当該16歳未満の者が13歳以上である場合については、その者が生まれた日より5年以上前の日に生まれた者に限る。)も、1と同様とする。

(※1)「性交等」=性交・肛門性交・口腔性交に加えて、膣・肛門に身体の一部(陰茎を除く。)又は物を挿入する行為であってわいせつなものも含む

(※2)配偶者間においても成立し得ることを明確化

法務省資料より

現行178条(準強制わいせつ及び準強制性交等)「人の心身喪失もしくは抗拒不能に乗じ、または心身を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて(わいせつな行為・性交等をしたものは…)」

不同意性交等罪の法律案：1

【要件】(不同意性交等罪)

1 ①から⑧までの行為・事由その他これらに類する行為・事由により、同意しない意思を形成・表明・全うすることが困難な状態にさせ、又はその状態にあることに乗じて、性交等(※1)をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず(※2)、5年以上の有期拘禁刑に処する。

- ① 暴行・脅迫
- ② 心身の障害
- ③ アルコール・薬物の影響
- ④ 睡眠その他の意識不明瞭
- ⑤ 同意しない意思を形成・表明・全うするいとまの不存在
- ⑥ 予想と異なる事態との直面に起因する恐怖又は驚愕
- ⑦ 虐待に起因する心理的反応
- ⑧ 経済的・社会的関係上の地位に基づく影響力による不利益の憂慮

(※1)「性交等」=性交・肛門性交・口腔性交に加えて、膣・肛門に身体の一部(陰茎を除く。)又は物を挿入する行為であってわいせつなものも含む

(※2)配偶者間においても成立し得ることを明確化

不同意性交等罪の法律案：2・3

- 2 行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ、若しくは行為をする者について人違いをさせ、又はそれらの誤信若しくは人違いをしていることに乗じて、性交等をした者も、1と同様とする。
- 3 16歳未満の者に対し、性交等をした者(当該16歳未満の者が13歳以上である場合については、その者が生まれた日より5年以上前の日に生まれた者に限る。)も、1と同様とする。

わいせつの目的で若年者を懐柔する行為に係る罪（新設）

法律案

○ 16歳未満の者に対する面会要求等罪

16歳未満の者に対し、次の行為をした者（当該16歳未満の者が13歳以上である場合については、その者が生まれた日より5年以上前の日に生まれた者に限る。）を罰する。

1 わいせつの目的で、①から③までのいずれかの手段を用いて面会を要求

① 威迫・偽計・誘惑 （1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金）

② 反復

③ 利益供与又はその申込み・約束

2 1の結果、わいせつの目的で面会 （2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金）

3 性交等をする姿態、性的な部位を露出した姿態などをもってその映像を送信することを要求
（1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金）

法務省資料より

摄影罪

撮影罪の法律案：全体

法律案

- 性的姿態等撮影罪（2条）（3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金）
 - ① 正当な理由がないのに、ひそかに、性的姿態等（性的な部位、身に着けている下着、わいせつな行為・性交等がされている間における人の姿態）を撮影
 - ② 不同意性交等罪の規定と同様の行為・事由により、同意しない意思を形成・表明・全うすることが困難な状態にさせ、又はその状態にあることに乗じて、性的姿態等を撮影
 - ③ 行為の性質が性的なものではないとの誤信をさせ、若しくは特定の者以外の者が閲覧しないとの誤信をさせ、又はそれらの誤信をしていることに乗じて、性的姿態等を撮影
 - ④ 正当な理由がないのに、16歳未満の者の性的姿態等を撮影（※）
（※）当該16歳未満の者が13歳以上である場合には、その者が生まれた日より5年以上前の日に生まれた者が撮影する場合
- 性的影像記録提供等罪（3条）
 - ① 撮影罪又は記録罪に当たる行為による性的姿態等の画像（性的影像記録）を提供（3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金）
 - ② 性的影像記録を不特定・多数の者に提供又は公然と陳列（5年以下の拘禁刑又は500万円以下の罰金）
- 性的影像記録保管罪（4条）（2年以下の拘禁刑又は200万円以下の罰金）
提供又は公然陳列の目的で、性的影像記録を保管
- 性的姿態等影像送信罪（5条）（5年以下の拘禁刑又は500万円以下の罰金）
不特定・多数の者に、撮影罪の①から④までと同様の方法で、性的姿態等の影像を送信（ライブストリーミング）
- 性的姿態等影像記録罪（6条）（3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金）
撮影罪の①から④までと同様の方法で影像送信された性的姿態等の影像を、情を知って記録

性的姿態

「性的な部位、身に着けている下着、わいせつな行為・性交等がなされる間における人の姿態」

対象性的姿態

「正当な理由がないのに、ひそかに、次に掲げる姿態（以下「性的姿態等」という）のうち、人が通常衣服を着けている場所において不特定又は多数の者の目に触れることを認識しながら自ら露出し又はとっているものを除いたもの（以下「対象性的姿態等」という）」

撮影罪の法律案：2条

○ 性的姿態等撮影罪（2条）（3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金）

- ① 正当な理由がないのに、ひそかに、性的姿態等（性的な部位、身に着けている下着、わいせつな行為・性交等がされている間における人の姿態）を撮影
- ② 不同意性交等罪の規定と同様の行為・事由により、同意しない意思を形成・表明・全うすることが困難な状態にさせ、又はその状態にあることに乗じて、性的姿態等を撮影
- ③ 行為の性質が性的なものではないとの誤信をさせ、若しくは特定の者以外の者が閲覧しないとの誤信をさせ、又はそれらの誤信をしていることに乗じて、性的姿態等を撮影
- ④ 正当な理由がないのに、16歳未満の者の性的姿態等を撮影（※）

（※）当該16歳未満の者が13歳以上である場合には、その者が生まれた日より5年以上前の日に生まれた者が撮影する場合

撮影罪の法律案：3条～6条

- 性的影像記録提供等罪（3条）
 - ① 撮影罪又は記録罪に当たる行為による性的姿態等の画像（性的影像記録）を提供
（3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金）
 - ② 性的影像記録を不特定・多数の者に提供又は公然と陳列
（5年以下の拘禁刑又は500万円以下の罰金）

- 性的影像記録保管罪（4条）（2年以下の拘禁刑又は200万円以下の罰金）
提供又は公然陳列の目的で、性的影像記録を保管

- 性的姿態等影像送信罪（5条）（5年以下の拘禁刑又は500万円以下の罰金）
不特定・多数の者に、撮影罪の①から④までと同様の方法で、性的姿態等の影像を送信（ライブストリーミング）

- 性的姿態等影像記録罪（6条）（3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金）
撮影罪の①から④までと同様の方法で影像送信された性的姿態等の影像を、情を知って記録

撮影罪の法律案：性的な姿態の画像等の複写物の没収

法律案

- 刑罰(付加刑)として、①・②(複写物)も没収することができる(8条)。
 - ① 撮影罪又は記録罪の犯罪行為により生じた物の複写物
 - ② いわゆるリベンジポルノ法違反の罪の犯罪行為を組成した物等の複写物

法務省資料より

法律案

○ 検察官が保管する押収物に記録されている対象画像(※)について、行政手続として、次の措置をとることができる。

- ・ 電磁的記録の対象画像
→ 電磁的記録の消去又は押収物の廃棄(10条1項)
- ・ それ以外の対象画像
→ 押収物の廃棄(10条2項)
- ・ いわゆるリモートアクセス捜査のアクセス先に残存する電磁的記録の対象画像
→ 電磁的記録の消去命令(11条)

(※) 対象画像

- ① 撮影罪又は記録罪に当たる行為により生じたもの
- ② いわゆるリベンジポルノ法の画像
- ③ 児童ポルノ

○ 対象画像の消去等のための手続保障に関する規定

- ・ 対象画像が帰属する者等に対する聴聞の手続(17条)
- ・ 対象画像以外の電磁的記録の複写・交付の手続(18条)
- ・ 消去の決定等に対する不服申立ての手続(26条等)

法務省資料より

論点と課題

課題：不同意性交等罪・撮影罪では防げない性被害？

1. マインドコントロール

マインドコントロール下で性交等に同意してしまった場合

2. ステルシング

性交等自体には同意したが、
途中で同意なく避妊具を外された場合



「ステルシング」性暴力の一種だとして被害を訴える声

出典：[NHK NEWS WEB 2022年6月24日](#)

3. 性器や下着を写さないトイレの盗撮

性器や下着が写らないようにトイレの個室に
仕掛けられたカメラでの盗撮



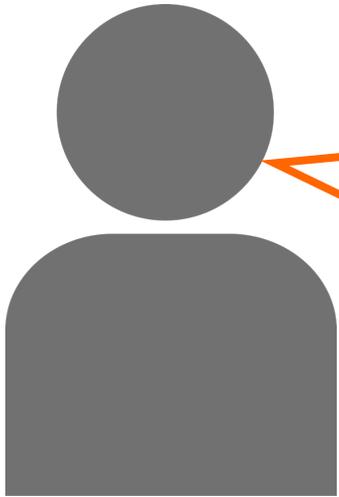
出典：[法制審議会 西田公昭教授 提出資料](#)



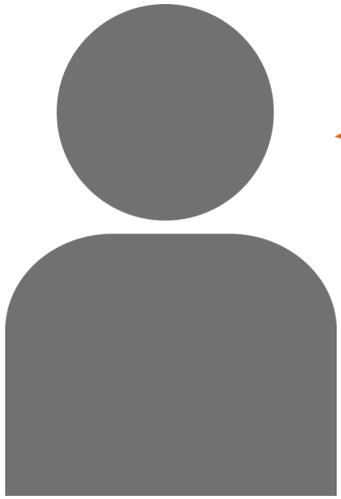
トイレで、お風呂で・・・ 日常に潜む盗撮

出典：[NHK 2022年10月14日](#)

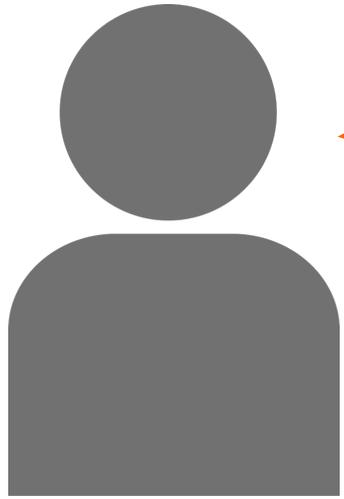
世論の心配の声



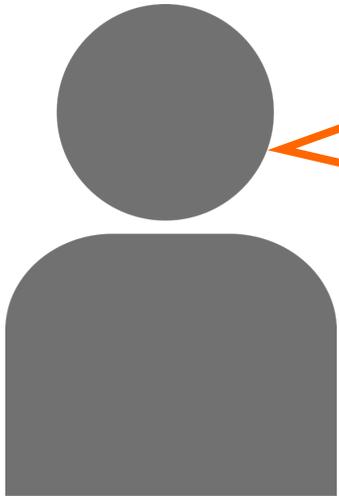
**不同意性交罪と撮影罪の何を危惧して反対しているのか、
しっかり書いてほしい。
不同意性交罪と撮影罪自体に反対しているように見える。
山田さんの考えは？**



撮影罪については
曖昧定義や客観的証明をしにくい内容を
刑罰化する事に慎重になるのは当たり前だと思う

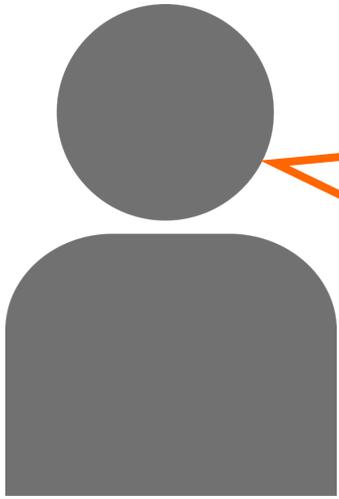


撮影罪に関しては、盗撮は許し難い。しかし
具体的内容まで落とし込まないと冤罪につながるのではないか？



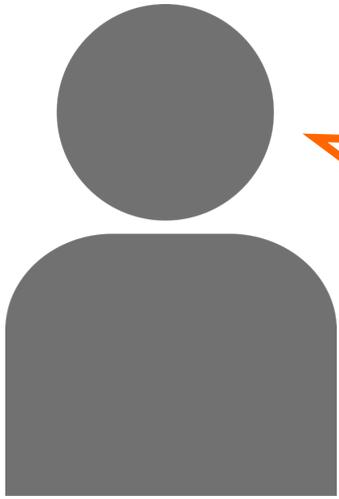
これで終わりではなくさらなる年齢引き上げのスタートであってほしい

女性の婚姻できる年齢が18歳に引き上げられたので
性交同意年齢も最低でも18歳でいいと思う

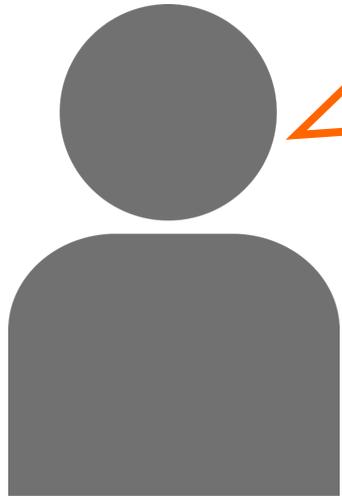


(不同意性交等罪)

最初は同意あっても後から同意なかった
と言ってきたらどうなるんだろう

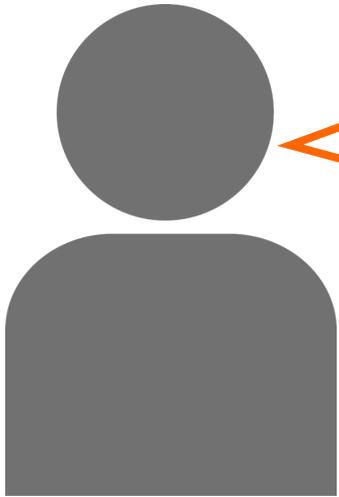


性被害に困っている被害者が相手（加害者）に気づかれないように証拠映像を撮影したら、撮影罪に問われてしまうのか？



撮影罪、男女とも胸部が性的部位にあたる一方、
水着は下着扱いにならない。

だから海辺で、女の子の水着姿の撮影はOKだけど（胸部を覆っているから）、男の子の水着姿を撮影すると撮影罪（上半身は覆わないタイプが多いから）ということになるのか？



撮影罪という枠はあるべきだろうなとは思いながらも
意図せず写り込んだやつやら
ドライブレコーダーやら監視カメラやら子供の成長記録は
大丈夫なのか？